

村本建設協力業者協同組合 御中



中央会の「業務災害補償制度」対応商品  
『経営ダブルアシスト』導入のご提案

## はじめに

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、昨今中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増す一方、労災事故は増加傾向にあるとともに、平成18年4月の法改正により企業側の安全配慮義務は厳格化の方向にあり、業務災害へのリスク管理の重要性はますます高まっています。

このような状況を鑑み、全国中小企業団体中央会および奈良県中小企業団体中央会におかれまして、「中小企業向け支援事業の充実」と「会員組合等における事業収入の拡大」を目的に、既存の所得補償制度の拡充策として『業務災害補償制度』の導入が決定されましたので、本制度対応の弊社商品『経営ダブルアシスト』をご案内させていただきます。

『経営ダブルアシスト』は、中小企業の従業員、経営者双方の業務災害リスクに対応する補償に、全国団体のスケールメリットを活かした低廉な保険料でご加入いただける商品です。また、売上高を基にした保険料算出により、従業員の増減時の加入脱退手続きが不要で、パート・アルバイトなど非正規雇用者も自動的に補償対象になるなど簡便な加入手続きを特徴としています。

本商品の導入および普及推進により少ない事務負担で「組合員支援事業の充実」が図られるとともに、加入実績に応じた制度普及推進費による貴組合の「事業収入の拡大」に大きく貢献できると考えております。

是非ともご高覧賜り、貴組合でのご採用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

# 1. 「業務災害補償制度」導入の背景

## (1) 経営環境の悪化

中小企業を取り巻く経済環境は厳しさを増しており、企業経営の負担はますます重いものとなっています。

## (2) 業務災害に対する補償の必要性

新規の労災事故が年間60万件発生し、必要補償金額は高額化する一方、政府労災だけでは十分な補償が受けられない状況にあり、働く従業員への十分な補償はもとより、経営安定化・人材確保の観点からも、企業自らの業務災害への備えが不可欠となっています。

## (3) 業務災害における中小企業向け制度の必要性

このため、政府労災への上乗せ補償の必要性は極めて高く、また事故の発生が経営に及ぼす影響も大きいことから、中小企業の労災事故への十分な備えを確保し企業経営の安定化を図ることは、中小企業支援事業として極めて重要であると考えます。

## (4) 中小企業のニーズにマッチした制度設計

このような背景のもと、中小企業向け支援事業の拡充を目的とし、「業務災害補償制度」が導入された経緯があります。中央会の「業務災害補償制度」は、「規模を活かした低廉な掛金」「パートなどを含めた事業者単位の包括補償」「業務災害における企業責任への補償」「簡便な事務手続き」など、中小企業のニーズにマッチした制度となっており貴組合員の皆様の経営安定に寄与できると考えます。

## 2. 経営ダブルアシストの制度内容(1)

(1) 業務災害補償制度の弊社対応商品『経営ダブルアシスト』の4つの特徴をご説明致します。

### 特徴1. 全国団体のスケールメリットを最大限に活かした低廉な保険料

46%の  
割引適用

団体割引等の適用により初年度から『46%』を適用した低廉な保険料でご加入いただけます。(※傷害保険部分)

### 特徴2. 業務災害リスクに備えた充実した補償

ダブル  
補償

- ・ 労災保険支給と関係なくお支払いが可能です。(※使用者賠償責任保険は政府労災認定が必要です。)
- ・ 「従業員様のおケガ」と「企業への賠償リスク」にダブルで備えることが可能です。
- ・ 過労死(労災認定された場合)などによる企業への賠償リスクも補償できます。

### 特徴3. 売上高による保険料算出、事業者単位の包括補償で簡便&安心

簡便  
新方式

- ・ 売上高を基に保険料を算出するため、従業員が増減した際の煩わしい加入・脱退手続きが不要です。
- ・ パート・アルバイトなどの非正規雇用者も包括して補償されるため雇用の多様化に対応できます。

### 特徴4. 貴組合での「組合員支援事業の充実」

事業収入  
アップ

- ・ 組合員の皆様にとって不可欠な補償を、低廉な保険料で提供できるため、組合員サービスの拡充につながります。

## 2. 経営ダブルアシストの制度内容(2)

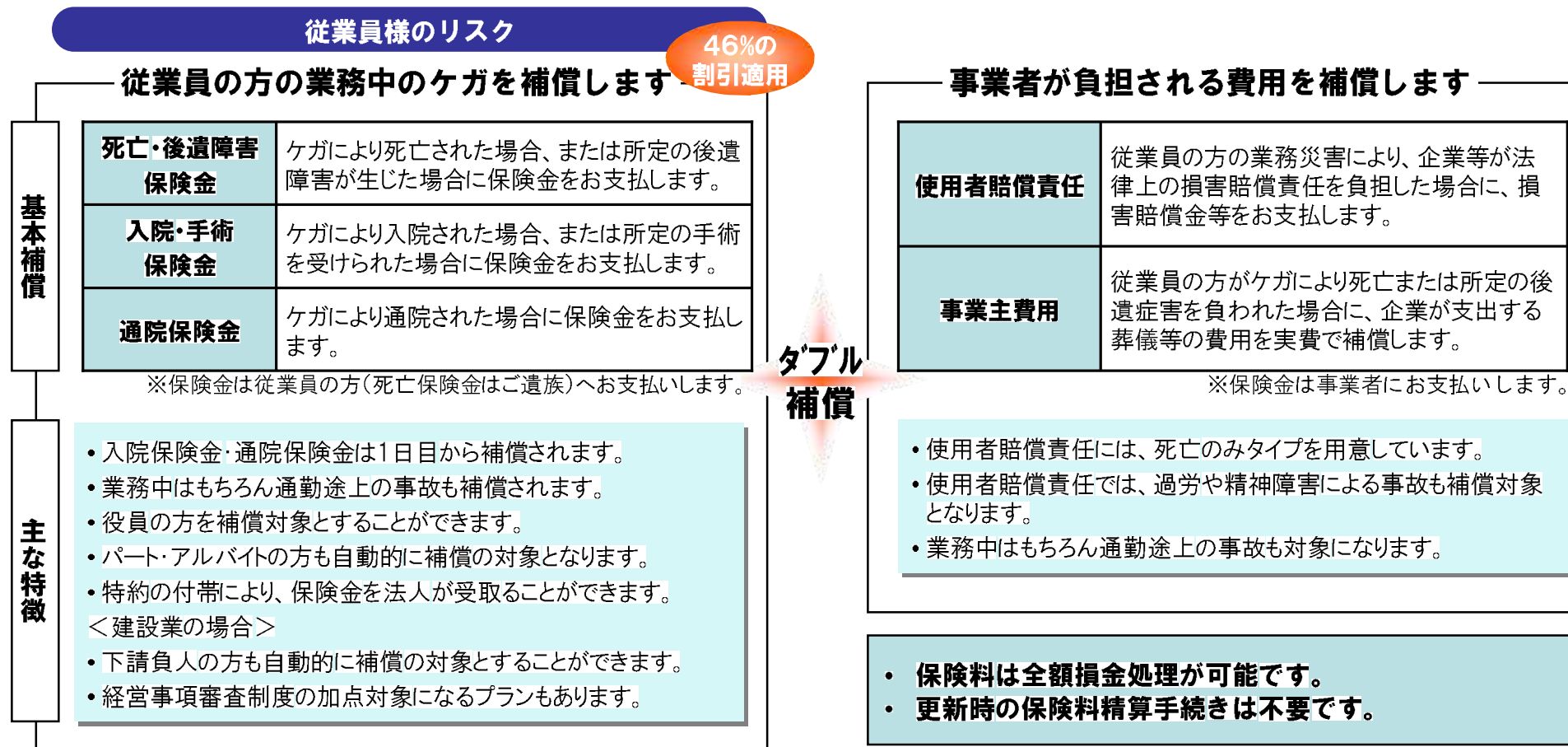
(2) 全国中小企業団体中央会「業務災害補償制度」の仕様書に基づき設計されています。

※の項目は「所得補償制度」と同じ運用になります。

<b>1. 保険契約者 ※</b>	全国中小企業団体中央会 様
<b>2. 加入者</b>	貴組合の組合員事業者様 (事業者単位での加入)
<b>3. 被保険者</b>	加入者およびその役員・従業員
<b>4. 保険期間</b>	平成22年10月1日から1年間 (毎月の中途加入が可能。1年更新)
<b>5. 割引率 ※</b>	46% (※一般傷害保険に適用。所得補償制度と同率)
<b>6. 集金方法 ※</b>	集金代行会社による口座振替
<b>7. 払込回数 ※</b>	12回 (月払い)
<b>8. 制度普及推進費</b>	奈良県中央会から貴組合に対して制度普及推進費が支払われます。
<b>9. 引受保険会社</b>	東京海上日動火災保険株式会社 (制度運営幹事会社) (注) 中小企業PL保険制度で採用された共同保険方式と異なり、引受保険会社毎の100%の引受となります。
<b>10. 募集代理店</b>	会員様への適切な説明、アドバイスができる代理店を弊社にて選定し、制度普及に努めます。
<b>11. 募集・契約管理</b>	本商品のパンフレット、加入依頼書など必要な募集資料を弊社にて作成し、加入後は加入者証の発行等、適切な契約管理を行います。

### 3. 経営ダブルアシストの主な補償内容(1)

(1) 業務災害に関わる「従業員」と「事業者(経営者)」双方のリスクを包括的に補償します。



※上記は主な補償内容および特徴を記載したものです。詳細は保険約款、パンフレット等の募集文書に従います。

### 3. 経営ダブルアシストの主な補償内容(2)

#### (2) 「補償タイプ例」と「事故による保険金支払い例」

##### <補償タイプ例>

		A コース		B コース		C コース	
		従業員	役員	従業員	役員	従業員	役員
従業員 向け	死亡保険金額	1,000万円		1,500万円		2,000万円	
	入院保険金額日額	6,000円		8,000円		10,000円	
	通院保険金額日額	3,000円		4,000円		5,000円	
事業者 向け	事業主費用保険金額	100万円	—	200万円	—	300万円	—
	使用者賠償責任保険 1事故/1災害	1,000万円/1,000万円		1,000万円/1,000万円		1,000万円/1,000万円	

##### <事故による保険金支払い例> Cコース加入の場合

【事例1】作業中に誤って転倒し左足を複雑骨折。  
31日間入院し、その後15日間通院したが、  
膝関節に機能障害が残ってしまった。

支払い保険金の内訳

後遺障害保険金	2,000万円 × 10%	= 200万円
入院保険金	10,000円 × 31日	= 31万円
通院保険金	5,000円 × 15日	= 7.5万円
支払い保険金合計		238.5万円

【事例2】調理中に誤って指を切断。縫合手術を行っ  
た。その後20日間通院したが、指に障害  
が残った。

支払い保険金の内訳

後遺障害保険金	2,000万円 × 5%	= 100万円
通院保険金	5,000円 × 20日	= 10万円
支払い保険金合計		110万円

## 4. 弊社お取引きのメリット

全国中小企業団体中央会の「業務災害補償制度」は、中小企業PL保険制度で採用された共同保険方式と異なり、引受保険会社毎の団体契約となるため、「割引率・補償内容・契約管理・保険金支払」などの運用は各社毎の実施となります。弊社では、本制度の「制度運営幹事会社」として以下の体制を整えておりますので、貴組合での早期普及および安定的な運営の観点からは是非とも弊社制度のご導入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

### (1) 全国中小企業団体中央会既存制度でのトップの募集実績 (制度普及のために)

「中小企業PL保険制度」および「所得補償制度」のいずれにおきましても、件数・保険料ともに制度取扱保険会社中トップの実績となっています。

早期の制度普及には質の高い代理店の整備が不可欠であり、弊社『経営ダブルアシスト』の普及に際しましても、十分に教育された弊社代理店網をご活用いただけます。

### (2) 所得補償制度との一体運営 (安定的な制度運営のために)

本制度は、「所得補償制度」の拡充制度と位置づけられ、弊社では割引率を共有し初年度から適用しています。弊社での所得補償制度の加入者は、上記(1)の通り、割引率を含む安定的な運営を実施できる規模を有しております。また、本制度専用のシステムの構築により適正な契約管理が可能になっています。

### (3) 業界トップクラスの健全性 (事業の信頼性のために)

組合員の皆様に安心してご加入いただくためには、引受保険会社の信用力や財務基盤が強固であることも重要な要素と考えます。弊社は、ソルベンシー・マージン比率、財務格付けとも高い評価をいただいております。(平成21年12月末時点)

ソルベンシー・マージン比率

**854.7%**

スタンダード・アンド・プアーズ (S&P) . . . **AA / 安定的** (保険財務力格付)

ムーディーズ . . . . . **Aa2 / 安定的** (保険財務格付)

日本格付研究所 . . . . . **AAA / 安定的** (長期優先債務格付)



## 5. 今後のスケジュール

業務災害補償制度に関する今後のスケジュールは以下の通りです。

平成23年 2月～	○制度普及推進に向けたお打合せ
～平成23年4月末	○保険募集期間（準備が整い次第募集開始）
平成23年6月1日～	○制度（補償）開始

※制度導入スケジュールは最も早いケースを想定したものですので、各団体の準備状況に応じて、適宜変更が可能です。また、本制度の導入にあたって、特段の手続きは不要です。

是非ともご採用のほど、  
よろしく願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

東京海上日動火災保険株式会社

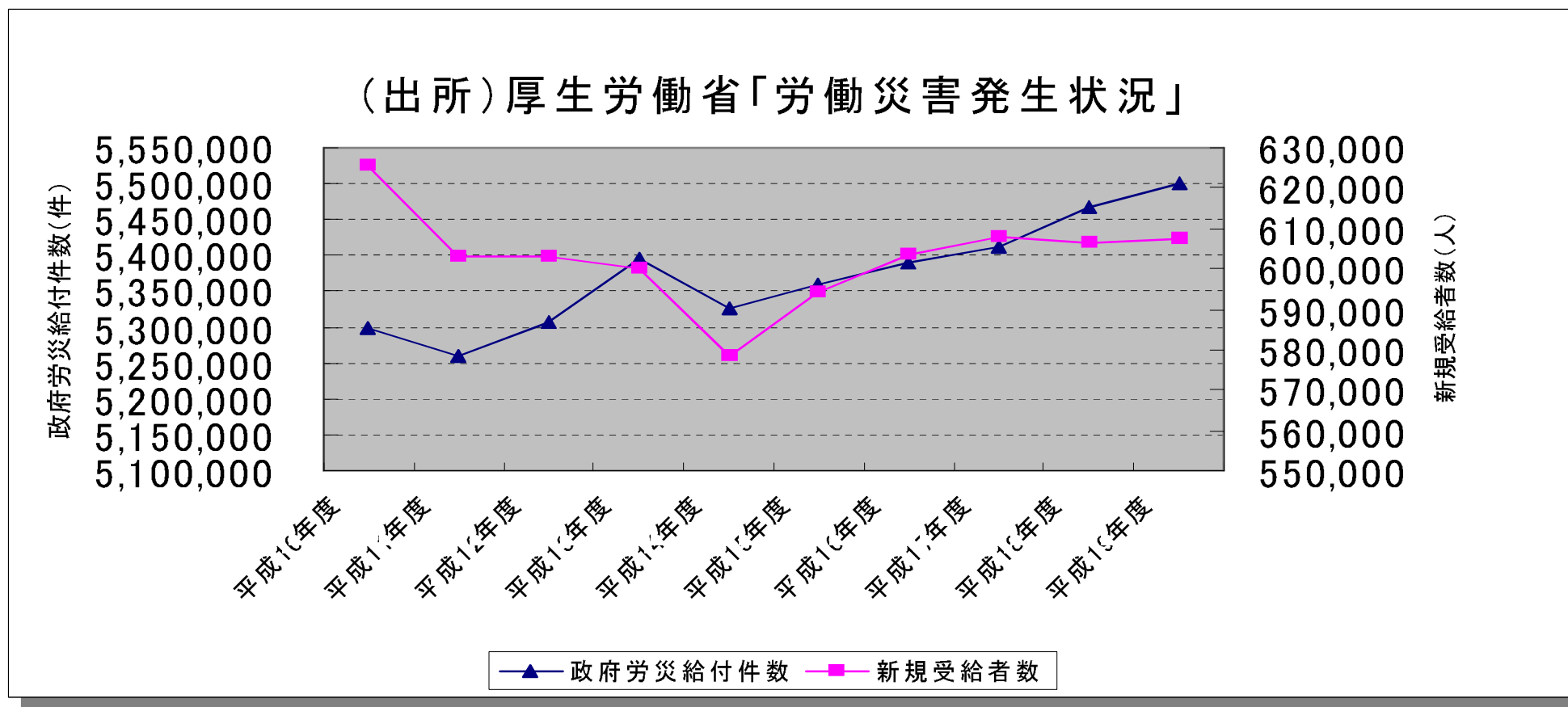
奈良支店 橿原支社

TEL:0744-23-6950 / FAX:0744-23-6629

# <参考資料> 会員を取り巻く労災環境の変化(1)

## (1) 増加傾向にある政府労災給付件数と新規受給者数

政府労災の新規給付件数は年間60万件を超えており、平成14年以降増加傾向にあります。



# <参考資料> 会員を取り巻く労災環境の変化(2)

## (2) 労働安全衛生管理に関する変化

### 平成18年4月 改正労働安全衛生法の施行

過重労働・メンタルヘルス対策としての医師による面接指導の導入や、事業者による安全衛生管理体制の強化が義務付けられました。

### 労働契約法の施行

労働者と使用者の労働環境が良好なものとなるようルールが整えられ、「安全配慮義務」についても明文化されました。

### 法的リスクの増大

安全配慮義務の強化に伴い、過重労働や精神障害を原因とする労働災害に関する訴訟が増加し、賠償額も高額化しています。

また、健康や精神障害を原因とする労働災害の増加は企業の労働生産性の低下に繋がります。

安全衛生の管理はリスクマネジメントの観点で重要なテーマの一つです。

### 過重労働・精神障害を原因とする高額賠償例 (労働問題研究所調べ)

	金額(万円)	事件名	判決日	事故内容
1	16,524	S社	1995.9.27	ワイヤーロープが解けて原木が落下し、頸部を直撃
2	13,500	K病院	2000.2.25	研修医がストレスで心臓悪化、死亡
3	12,600	D社	1996.3.28	過労によるうつ病で自殺
4	11,111	O社	2000.5.18	過労自殺
5	10,700	O病院	2007	過労死
6	9,164	K社	1998.9.5	過労で45歳男性が自殺
7	8,486	N県Sセンター	1995.11.12	研修中の高校教員が雪崩に遭遇
8	8,400	K社	2006	過労死
9	7,595	T社	1977.2.28	エアグラインダー砥石の破壊
10	7,430	Y社	2007	過労死

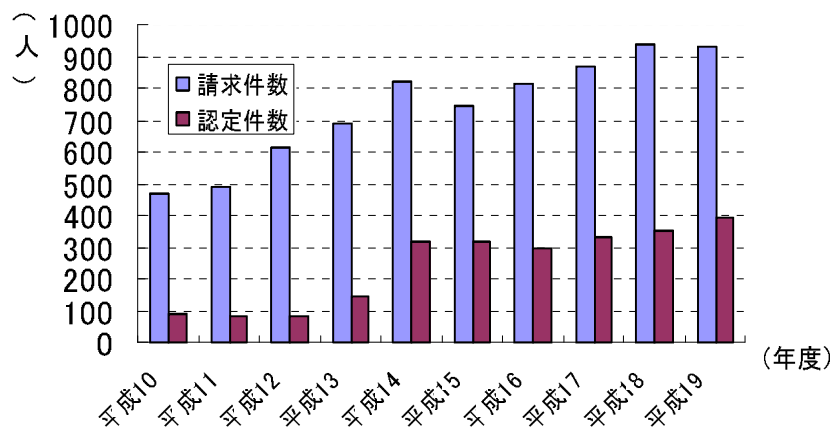
# <参考資料> 会員を取り巻く労災環境の変化(3)

## (3) 過重労働、精神障害に起因する労働災害の増加

### 過重労働に起因する労働災害の増加

長時間労働との関連性の強い、脳、心臓疾患の発症に係わる労働災害の件数が高水準で推移しています。

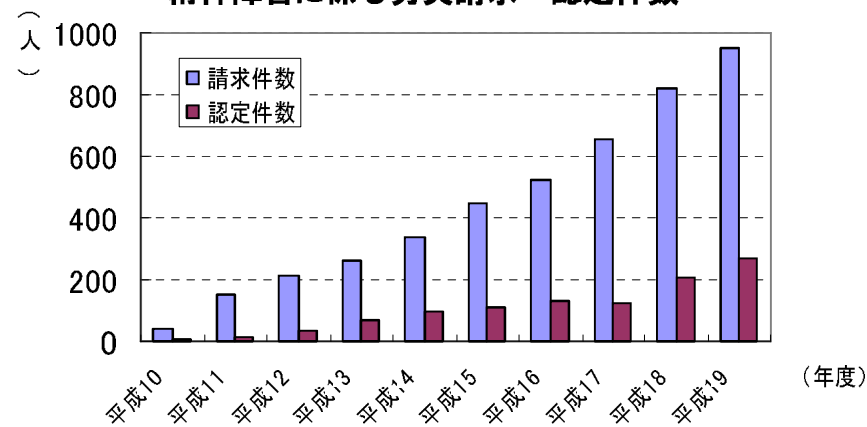
脳、心臓疾患の発症に係わる労災請求・認定件数



厚生労働省労働基準局調べ

指針や法整備により職場におけるメンタルヘルスケアの理解が深まったこともあり、精神障害を原因とする労働災害の件数は大幅に増加する傾向にあります。

精神障害に係る労災請求・認定件数



厚生労働省労働基準局調べ

**法改正により、あらゆる業種で安全衛生の管理はリスクマネジメントの観点で重要なテーマとなっており、これらのリスクへの防衛手段として『経営ダブルアシスト』は最適です！**